

令和2年度予算議案

徳島市

①

目 次

議案第 1 号	令和 2 年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第 2 号	令和 2 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	15 "
議案第 3 号	令和 2 年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	21 "
議案第 4 号	令和 2 年度徳島市奨学事業特別会計予算	27 "
議案第 5 号	令和 2 年度徳島市土地取得事業特別会計予算	33 "
議案第 6 号	令和 2 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	39 "
議案第 7 号	令和 2 年度徳島市介護保険事業特別会計予算	45 "
議案第 8 号	令和 2 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	51 "
議案第 9 号	令和 2 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	57 "
議案第 10 号	令和 2 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	63 "
議案第 11 号	令和 2 年度徳島市商業観光施設事業会計予算	67 "
議案第 12 号	令和 2 年度徳島市水道事業会計予算	73 "
議案第 13 号	令和 2 年度徳島市公共下水道事業会計予算	79 "
議案第 14 号	令和 2 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	85 "
議案第 15 号	令和 2 年度徳島市市民病院事業会計予算	89 "

令和 2 年度 徳 島 市 一 般 会 計 予 算

令和2年度徳島市一般会計予算

令和2年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,450,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		41,061,193
	1 市 民 税	18,180,770
	2 固 定 資 産 税	17,614,335
	3 軽 自 動 車 税	760,128
	4 た ば こ 税	1,761,864
	5 都 市 計 画 税	2,744,096
2 地 方 譲 与 税		643,800
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	160,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	451,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	31,500
	4 特 別 と ん 譲 与 税	1,300
3 利 子 割 交 付 金		31,000
	1 利 子 割 交 付 金	31,000
4 配 当 割 交 付 金		254,000
	1 配 当 割 交 付 金	254,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		145,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	145,000

款	項	金 額
6 法人事業税交付金		338,000
	1 法人事業税交付金	338,000
7 地方消費税交付金		5,948,000
	1 地方消費税交付金	5,948,000
8 ゴルフ場利用税交付金		30,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	30,000
9 環境性能割交付金		52,000
	1 環境性能割交付金	52,000
10 地方特例交付金		172,000
	1 地方特例交付金	172,000
11 地方交付税		9,064,000
	1 地方交付税	9,064,000
12 交通安全対策特別交付金		51,000
	1 交通安全対策特別交付金	51,000
13 分担金及び負担金		545,609
	1 負担金	545,609
14 使用料及び手数料		1,584,204
	1 使用料	1,003,849
	2 手数料	580,355
15 国庫支出金		20,258,629

款	項	金 額
	1 国 庫 負 担 金	17,531,709
	2 国 庫 補 助 金	2,680,012
	3 国 庫 委 託 金	46,908
16 県 支 出 金		7,628,579
	1 県 負 担 金	5,456,722
	2 県 補 助 金	1,654,510
	3 県 委 託 金	517,347
17 財 産 収 入		112,186
	1 財 産 運 用 収 入	83,262
	2 財 産 売 払 収 入	28,924
18 寄 附 金		329,800
	1 寄 附 金	329,800
19 繰 入 金		863,929
	1 基 金 繰 入 金	863,929
20 諸 収 入		1,844,871
	1 延 滞 金	51,000
	2 預 金 利 子	1,700
	3 貸 付 金 元 利 収 入	842,392
	4 受 託 事 業 収 入	65,000
	5 雑 収 入	884,779

款	項	金額
21 市 債		8,492,200
	1 市 債	8,492,200
歲 入	合 計	99,450,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		552,532
	1 議 会 費	552,532
2 総 務 費		7,905,550
	1 総 務 管 理 費	6,063,650
	2 徴 税 費	937,921
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	533,169
	4 選 挙 費	90,948
	5 統 計 調 査 費	203,333
	6 監 査 委 員 費	76,529
3 民 生 費		49,079,242
	1 社 会 福 祉 費	21,128,027
	2 児 童 福 祉 費	16,853,698
	3 生 活 保 護 費	11,097,117
	4 災 害 救 助 費	400
4 衛 生 費		9,962,616
	1 保 健 衛 生 費	5,005,864
	2 清 掃 費	4,956,752

款	項	金 額
5 勞 働 費		56,481
	1 勞 働 諸 費	56,481
6 農 林 水 産 業 費		976,254
	1 農 林 水 産 業 費	397,540
	2 農 地 費	578,714
7 商 工 費		1,629,915
	1 商 工 費	1,629,915
8 土 木 費		9,311,457
	1 土 木 管 理 費	292,458
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,742,951
	3 河 川 及 び 排 水 施 設 費	807,565
	4 港 湾 費	2,060
	5 都 市 計 画 費	5,614,142
	6 住 宅 費	852,281
9 消 防 費		2,778,310
	1 消 防 費	2,778,310
10 教 育 費		8,367,714
	1 教 育 総 務 費	1,000,525
	2 小 学 校 費	1,502,517

款	項	金額
	3 中 学 校 費	718,168
	4 高 等 学 校 費	930,213
	5 幼 稚 園 費	1,235,111
	6 学 校 給 食 費	1,223,079
	7 社 会 教 育 費	1,374,258
	8 保 健 体 育 費	383,843
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		8,749,929
	1 公 債 費	8,749,929
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歲 出	合 計	99,450,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
軽自動車税納税通知書等作成事業	令和2年度及び令和3年度	2,639
漁業近代化資金利子補給	令和3年度から令和8年度まで	2,247
企業誘致・雇用拡大等推進事業	令和3年度から令和7年度まで	31,000
小規模事業者経営改善資金利子補給	令和3年度及び令和4年度	2,142
道路橋りょう大規模修繕・更新事業	令和3年度	140,000
排水施設新設改良事業	令和3年度	20,500
都市計画基本方針策定事業	令和3年度	4,481
四国横断自動車道周辺対策事業	令和3年度及び令和4年度	951,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	2,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、令和33年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
コミュニティセンター整備事業	34,300			
高齢者福祉施設整備事業	3,700			
児童館整備事業	8,600			
学童保育会館整備事業	600			
教育・保育施設等整備費補助事業	494,900			
認定こども園整備事業	82,800			
水道事業会計出資	116,700			
葬斎場整備事業	3,900			
清掃運搬施設整備事業	101,500			
廃棄物処理施設整備事業	271,900			
し尿処理施設整備事業	122,100			
農林業振興事業	1,800			
農地施設整備事業	233,800			
観光施設整備事業	42,700			
道路橋りょう整備事業	1,539,600			
河川事業	2,500			
急傾斜地崩壊対策事業	11,400			

排水施設整備事業	835,800			
都市計画事業	541,300			
公営住宅建設事業	265,100			
消防施設整備事業	136,500			
防災施設整備事業	5,500			
小学校施設整備事業	101,700			
中学校施設整備事業	18,700			
学校給食施設整備事業	18,700			
社会教育施設整備事業	77,200			
災害復旧事業	27,500			
臨時財政対策	3,389,000			

令和 2 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,984,236千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		4,296,518
	1 国民健康保険料	4,296,518
2 使用料及び手数料		3,559
	1 手 数 料	3,559
3 国庫支出金		11,352
	1 国庫補助金	11,352
4 県支出金		17,769,401
	1 県補助金	17,769,401
5 繰入金		2,743,275
	1 一般会計繰入金	2,743,275
6 諸収入		27,839
	1 延滞金・加算金及び過料	504
	2 雑 入	27,335
7 繰越金		132,292
	1 繰越金	132,292
歳 入 合 計		24,984,236

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		647,614
	1 総 務 管 理 費	647,614
2 保 険 給 付 費		17,583,456
	1 保 険 給 付 費	17,583,456
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		6,476,287
	1 医 療 給 付 費 分	4,701,242
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,291,836
	3 介 護 納 付 金 分	483,209
4 保 健 事 業 費		228,906
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	152,257
	2 保 健 事 業 費	76,649
5 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
6 諸 支 出 金		36,973
	1 諸 支 出 金	36,973
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	24,984,236

令和 2 年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和2年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和2年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108,302千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		82
	1 諸収入	82
2 県支出金		10,000
	1 県補助金	10,000
3 繰入金		89,120
	1 一般会計繰入金	89,120
4 市債		9,100
	1 市債	9,100
歳入合計		108,302

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		108,002
	1 事 業 費	83,408
	2 公 債 費	24,594
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	108,302

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
と 畜 場 整 備 事 業	9,100	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入年度から据置期間を含め、令和33年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和 2 年度 徳島市 奨学事業 特別会計 予算

令和2年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和2年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤 彰 良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		13,416
	1 奨 学 事 業 収 入	13,416
2 繰 越 金		2,074
	1 繰 越 金	2,074
歳 入	合 計	15,490

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		15,481
	1 貸 付 事 業 費	15,481
2 公 債 費		9
	1 公 債 費	9
歳 出	合 計	15,490

令和 2 年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和2年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和2年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ590,382千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		581,443
	1 貸 付 金 元 利 収 入	581,443
2 諸 収 入		8,939
	1 諸 収 入	8,939
歳 入	合 計	590,382

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		581,443
	1 貸 付 金	580,282
	2 公 債 費	1,161
2 諸 支 出 金		8,939
	1 諸 支 出 金	8,939
歳 出	合 計	590,382

令和 2 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和2年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和2年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,507千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 収 入		2,251
	1 貸 付 金 元 利 収 入	2,251
2 繰 入 金		256
	1 一 般 会 計 繰 入 金	256
歳 入	合 計	2,507

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		281
	1 貸 付 事 業 費	281
2 公 債 費		2,226
	1 公 債 費	2,226
歳 出	合 計	2,507

令和 2 年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和2年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和2年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,269,918千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		5,269,351
	1 介 護 保 険 料	5,269,351
2 使 用 料 及 び 手 数 料		490
	1 手 数 料	490
3 国 庫 支 出 金		6,844,622
	1 国 庫 負 担 金	4,846,798
	2 国 庫 補 助 金	1,997,824
4 支 払 基 金 交 付 金		7,399,236
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,399,236
5 県 支 出 金		3,909,243
	1 県 負 担 金	3,735,385
	2 県 補 助 金	173,858
6 財 産 収 入		1,377
	1 財 産 運 用 収 入	1,377
7 繰 入 金		4,845,499
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,355,186
	2 基 金 繰 入 金	490,313

款	項	金額
8 諸 収 入		100
	1 延滞金・加算金及び過料	100
歳 入	合 計	28,269,918

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		587,294
	1 総 務 管 理 費	587,294
2 保 険 給 付 費		26,406,722
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	26,406,722
3 地 域 支 援 事 業 費		1,254,095
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	998,894
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	255,201
4 基 金 積 立 金		1,377
	1 基 金 積 立 金	1,377
5 公 債 費		3,000
	1 公 債 費	3,000
6 諸 支 出 金		7,430
	1 諸 支 出 金	7,430
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	28,269,918

令和 2 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,841,443千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,950,633
	1 後期高齢者医療保険料	2,950,633
2 使用料及び手数料		269
	1 手 数 料	269
3 繰 入 金		884,375
	1 一般会計繰入金	884,375
4 諸 収 入		6,166
	1 償還金及び還付加算金	5,998
	2 雑 入	168
歳 入	合 計	3,841,443

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		51,627
	1 総 務 管 理 費	46,118
	2 徴 収 費	5,509
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		3,773,818
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	3,773,818
3 諸 支 出 金		5,998
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,998
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	3,841,443

令和 2 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和2年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和2年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,713,852千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 振 替 収 入		16,713,852
	1 振 替 収 入	16,713,852
歳 入	合 計	16,713,852

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		16,713,852
	1 給 与 等 支 払 費	16,713,852
歳 出	合 計	16,713,852

令和 2 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

令和2年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取	扱	量	
ア	水	産	物
			32,000トン
イ	青	果	物
			72,000トン
(2) 主要な建設改良事業			
	放送設備改修工事		22,946千円
	青果棟外トイレ設備改修工事		11,986千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	市場事業	収益		559,300千円
第1項	営業	収益		407,190千円
第2項	営業外	収益		152,110千円
		支	出	
第1款	市場事業	費用		564,905千円
第1項	営業	費用		547,470千円
第2項	営業外	費用		16,435千円
第3項	予	備	費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額125,250千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,212千円及び過年度分損益勘定留保資金117,038千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		34,917千円
第1項 出資金		34,917千円
	支	出
第1款 資本的支出		160,167千円
第1項 建設改良費		90,333千円
第2項 企業債償還金		69,834千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費111,716千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、132,355千円である。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

令和 2 年度徳島市商業観光施設事業会計予算

令和2年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	59,808器
イ 年間総利用人数	181,995人
ウ 一日平均利用人数	498人

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	82,125台
(ア) 普通駐車	57,670台
(イ) 全日定期駐車	7,665台
(ウ) 夜間定期駐車	9,490台
(エ) 昼間定期駐車	7,300台
ウ 一日平均駐車台数	225台
(ア) 普通駐車	158台
(イ) 全日定期駐車	21台
(ウ) 夜間定期駐車	26台
(エ) 昼間定期駐車	20台

(2) 紺屋町地下駐車場

ア 駐 車 台 数	2 8 7 台
イ 年 間 駐 車 台 数	1 4 0 , 5 2 5 台
(ア) 普 通 駐 車	8 6 , 5 0 5 台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	1 7 , 8 8 5 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	5 , 1 1 0 台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	3 1 , 0 2 5 台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	3 8 5 台
(ア) 普 通 駐 車	2 3 7 台
(イ) 全 日 定 期 駐 車	4 9 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	1 4 台
(エ) 昼 間 定 期 駐 車	8 5 台

(3) 徳島駅前西地下駐車場

ア 駐 車 台 数	1 5 4 台
イ 年 間 駐 車 台 数	3 7 0 , 4 7 5 台
(ア) 普 通 駐 車	3 6 5 , 0 0 0 台
(イ) 泊 駐 車	3 , 6 5 0 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	1 , 8 2 5 台
ウ 一 日 平 均 駐 車 台 数	1 , 0 1 5 台
(ア) 普 通 駐 車	1 , 0 0 0 台
(イ) 泊 駐 車	1 0 台
(ウ) 夜 間 定 期 駐 車	5 台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	商業観光施設事業収益	2 0 8 , 7 7 6 千円
第1項	索道営業収益	1 6 , 1 3 5 千円
第2項	駐車場営業収益	1 7 4 , 2 9 2 千円

第3項	営業外収益	18,349千円
	支	
	出	
第1款	商業観光施設事業費用	206,297千円
第1項	索道営業費用	62,576千円
第2項	駐車場営業費用	141,099千円
第3項	営業外費用	1,622千円
第4項	予備費	1,000千円
(資本的支出)		

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

	支	
	出	
第1款	資本的支出	8,903千円
第1項	企業債償還金	8,903千円
(一時借入金)		

第5条 一時借入金の限度額は、1,300,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

令和 2 年度 徳島市 水道事業 会計 予算

令和2年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	129,469戸
(2) 年間総配水量	30,924,000 m ³
(3) 一日平均配水量	84,723 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	705,110千円
配水施設事業	1,940,339千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		5,383,044千円
第1項 営業収益		4,867,890千円
第2項 営業外収益		509,455千円
第3項 特別利益		5,699千円
支 出		
第1款 水道事業費用		5,005,026千円
第1項 営業費用		4,369,096千円
第2項 営業外費用		629,206千円
第3項 特別損失		4,724千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,622,139千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額73,356千円、当年度分損益勘定留保資金1,618,557千円、減債積立金632,178千円及び建設改良積立金298,048千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	1,621,066千円
第1項	企業債	1,100,000千円
第2項	工事負担金	34,000千円
第3項	加入金	229,724千円
第4項	負担金	20,876千円
第5項	県補助金	73,420千円
第6項	他会計補助金	45,212千円
第7項	固定資産売却代金	1,134千円
第8項	他会計出資金	116,700千円
支 出		
第1款	資本的支出	4,243,205千円
第1項	建設改良費	2,717,722千円
第2項	企業債償還金	1,525,483千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
徳島市上下水道局庁舎建設基本・実施設計業務	令和2年度及び令和3年度	138,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水施設改良事業	250,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
配水管整備事業	850,000千円		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,233,400千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,601千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、35,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

令和 2 年度徳島市公共下水道事業会計予算

令和2年度徳島市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	47,329戸
(2) 年間総処理水量	32,009,278m ³
(3) 一日平均処理水量	87,697m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道施設整備事業	1,845,279千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	4,798,909千円	
第1項 営業収益	3,179,484千円	
第2項 営業外収益	1,619,425千円	
	支	出
第1款 下水道事業費用	4,787,691千円	
第1項 営業費用	4,146,066千円	
第2項 営業外費用	544,211千円	
第3項 特別損失	87,414千円	
第4項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,322,351千円は、引継金390,563千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額146,365千円及び当年度分損益勘定留保資金785,423千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		2,770,743千円
第1項	企業債		2,073,200千円
第2項	負担金		57,149千円
第3項	補助金		565,500千円
第4項	他会計出資金		74,894千円
		支	出
第1款	資本的支出		4,093,094千円
第1項	建設改良費		1,852,080千円
第2項	企業債償還金		2,241,014千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ171,487千円及び436,081千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	2,073,200千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 職員給与費715,671千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、437,698千円である。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

令和 2 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

令和2年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	6,570両(一日平均18両)
(2) 年間運転キロメートル数	648,992キロメートル
(3) 年間総輸送人員	1,705,632人
(4) 一日平均輸送人員	4,673人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	619,532千円
第1項	営業収益	300,243千円
第2項	営業外収益	319,289千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	650,374千円
第1項	営業費用	629,137千円
第2項	営業外費用	20,237千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,058千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額355千円及び過年度分損益勘定留保資金11,703千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資 本 的 収 入		1 8 7 千円
第1項	補 助 金		1 8 7 千円
		支	出
第1款	資 本 的 支 出		1 2, 2 4 5 千円
第1項	建 設 改 良 費		3, 9 1 0 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		8, 3 3 5 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 5 0 4, 9 8 0 千円 |
| (2) 交 際 費 | 3 0 0 千円 |

(他会計からの補助金)

第7条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、286,379千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、60,000千円と定める。

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良

令和 2 年度 徳島市 市民病院 事業会計 予算

令和2年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	335床
(2) 年間患者数	
ア 入院患者数	98,915人
イ 外来患者数	112,509人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	271人
イ 外来患者数	463人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	650,000千円
災害拠点病院整備事業	183,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	11,243,682千円
第1項	医療収益	9,648,824千円
第2項	医療外収益	1,589,858千円
第3項	特別利益	5,000千円

支 出		
第1款	病院事業費用	11,235,973千円
第1項	医療費用	10,820,571千円
第2項	医療外費用	385,402千円
第3項	特別損失	25,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額463,026千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,865千円及び過年度分損益勘定留保資金460,161千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	1,487,678千円
第1項	企業債	833,000千円
第2項	負担金	654,678千円
支 出		
第1款	資本的支出	1,950,704千円
第1項	建設改良費	845,151千円
第2項	企業債償還金	1,105,553千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	650,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
医療施設整備事業	183,000千円			財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,258,338千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、299,518千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,502,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機械器具備品	放射線治療装置	一式
	医療機械器具備品	放射線治療計画用CT装置	一式
	医療機械器具備品	人工関節置換手術支援装置	一式
	医療機械器具備品	眼科手術システム	一式

令和2年3月5日提出

徳島市長 遠藤彰良